

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農林業 基本 審議 会	464	464	466			466
農業 政策 課 ・ 企 画 担 当	<p>1 事業目的 本県の農林業の振興を図るため、その基本対策に関する重要事項について審議する「高知県農林業基本対策審議会」を設置、運営する。</p> <p>2 根拠法令等 高知県農林業基本対策審議会条例</p> <p>3 事業実施期間 昭和36年度～</p> <p>4 事業内容 知事の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。 (1) 生産及び流通対策に関すること (2) 構造対策に関すること (3) 団体対策に関すること (4) 金融対策に関すること (5) 普及事業対策に関すること (6) 農村地域への産業等導入対策に関すること (7) 農林業基本対策について必要な事項</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	経営所得安定対策推進事業	86,798	79,262	83,328	65,202		18,126
農業政策課・事業推進担当	01 経営所得安定対策推進事業		65,202 [(国) 65,202]				
	1	事業目的 需要に応じた生産の促進と水田農業全体としての所得の向上等により、農業経営の安定を目指す経営所得安定対策等への農業者の加入推進を図る。					
	2	事業実施期間 平成23年度～					
	3	事業内容 経営所得安定対策推進事業費補助金 64,630 [(国) 64,630] 国が実施する経営所得安定対策等における市町村等による加入推進活動や要件確認等に要する経費を助成する。 補助先：市町村等 補助率：定額					
	4	主な事業実績（令和元年度） ・高知市他27市町村、高知県農業再生協議会					
	02 米需給調整総合対策事業		18,126 [(一) 18,126]				
	1	事業目的 農業団体等の主体的な米の需給調整と水田を活用した転作作物の生産振興を推進し、収益性の高い水田農業経営の実現を図る。					
	2	根拠法令等 米政策改革基本要綱ほか					
	3	事業実施期間 平成23年度～					
	4	事業内容 米需給調整総合対策事業推進費補助金 17,962 [(一) 17,962] 市町村等における米の需要情報の提供、生産調整実施状況の確認など、生産調整の実施に必要な経費を助成する。 補助先：市町村 補助率：定額					
5	主な事業実績（令和元年度） ・高知市他32市町村						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
農業政策課・事業推進担当	こうち農業確立総合支援事業	64,102	59,802	61,564			61,564
	<p>1 事業目的 市町村等が自主性、主体性をもって推進する農業生産活動等に係る農業振興施策を支援する。</p> <p>2 事業内容 こうち農業確立総合支援事業費補助金 61,209 [(一) 61,209] 補助先：市町村、複数の市町村が組織する協議会等 事業主体：市町村等 補助対象経費 (1) 市町村等が事業主体になる場合 補助対象事業に要する経費から受益者負担金等特定財源を控除した額 (2) 団体が事業主体になる場合 補助対象事業に要する経費に対して市町村等が補助する場合の当該補助に要する額補助率：1/2以内</p> <p>3 主な事業実績（令和元年度） ・高知市他9市町村</p>						
農業政策課・企画担当	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	農産総合対策事業	1,329	1,329	502	152		350
	<p>02 人権問題啓発推進事業 152[(国) 152]</p> <p>1 事業目的 地域農林漁業の振興を図るための基礎的な条件である人権問題に関する啓発活動を実施する。</p> <p>2 事業内容 農業協同組合等の職員等を対象とする研修等を実施し、人権問題に関する啓発活動を行う。</p>						

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳																									
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源																							
	中山間地域等直接支払事業	800,252	799,945	804,025	546,119		257,906																							
農業政策課・事業推進担当	1 事業目的	中山間地域等における耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保するため、農業生産活動（農用地における耕作、適切な農用地の維持・管理及び水路・農道等の維持・管理等）を行う農業者等に対し直接支払を実施するとともに、制度に取り組む集落協定の維持・拡大に向けた活動を支援する。																												
	2 根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・農業・農村基本法 ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成27年4月1日～） ・中山間地域等直接支払交付金実施要領、中山間地域等直接支払推進交付金実施要領 																												
	3 事業実施期間	令和2～6年度																												
	4 事業内容	<p>(1) 中山間地域等直接支払推進交付金（事業主体：市町村）31,316 [(一) 0 (国)31,316] 集落説明会開催、集落協定作成指導、基準検討会開催、書類検査、現地調査及び確認、交付金の交付事務等に必要経費</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払交付金（事業主体：市町村）771,601 [(一)257,200 (国)514,401]</p>																												
		① 中山間地域等直接支払交付金の交付単価																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>地目</th> <th>区分</th> <th>10a当たり単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜（1/20以上）</td> <td>21,000円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（1/100～1/20未満）</td> <td>8,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜（15度以上）</td> <td>11,500円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8～15度未満）</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">草地</td> <td>急傾斜（15度以上）</td> <td>10,500円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8～15度未満）</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜（15度以上）</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8～15度未満）</td> <td>300円</td> </tr> </tbody> </table>						地目	区分	10a当たり単価	田	急傾斜（1/20以上）	21,000円	緩傾斜（1/100～1/20未満）	8,000円	畑	急傾斜（15度以上）	11,500円	緩傾斜（8～15度未満）	3,500円	草地	急傾斜（15度以上）	10,500円	緩傾斜（8～15度未満）	3,000円	採草放牧地	急傾斜（15度以上）	1,000円	緩傾斜（8～15度未満）	300円
	地目	区分	10a当たり単価																											
	田	急傾斜（1/20以上）	21,000円																											
		緩傾斜（1/100～1/20未満）	8,000円																											
	畑	急傾斜（15度以上）	11,500円																											
緩傾斜（8～15度未満）		3,500円																												
草地	急傾斜（15度以上）	10,500円																												
	緩傾斜（8～15度未満）	3,000円																												
採草放牧地	急傾斜（15度以上）	1,000円																												
	緩傾斜（8～15度未満）	300円																												
	<p>※協定に定める活動内容が「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、併せて「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割が交付される。さらに、「地域農業の維持・発展に資する一定の取組」を行う場合には加算措置あり。</p>																													
	② 対象地域																													
	<p>通常分：特定農山村、山村振興、過疎、半島振興、離島振興、沖縄、奄美、小笠原、棚田地域振興法の地域振興立法9法の指定地域</p> <p>特認分：知事が国と協議して、地域の実態に応じて指定する地域</p>																													
5 補助率	<p>(1) 中山間地域等直接支払推進交付金 国 定額</p> <p>(2) 中山間地域等直接支払交付金 通常分：国1/2、県1/4、市町村1/4 特認分：国1/3、県1/3、市町村1/3</p>																													
6 主な事業実績（令和元年度実績見込）	協定数：599 協定面積：6,815ha 交付金額：1,042,763千円																													

(単位：千円)

課名等	事業名	令和元年度	令和元年度	令和2年度	左の財源内訳		
		当初予算額	最終予算額	当初予算額	国庫支出金	特定財源	一般財源
	多面的機能支払 交付金事業	542,455	535,600	546,384	369,646		176,738
農業 政策 課 ・ 事業 推 進 担 当	1 事業目的 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地を維持していくために農業者等が行う地域資源の基礎的保全活動等を支援するとともに、農業者だけでなく地域住民等も参画した地域資源の質的向上を図る共同活動や老朽化が進む農業用施設の長寿命化を行う活動を支援する。						
	2 根拠法令等 ・農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成27年4月1日～） ・多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領						
	3 事業内容 (1) 多面的機能支払交付金 514,828 [(一)171,610 (国)343,218] ①農地維持支払交付金 198,182 [(一)66,061 (国)132,121] 事業内容：農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域資源の基礎的保全活動等に対し助成。 事業主体（補助先）：活動組織（市町村） 補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4 ②資源向上支払交付金（共同活動） 84,285 [(一)28,095 (国)56,190] 事業内容：農業者だけでなく地域住民等も参画する活動組織が行う地域資源の質的向上を図る共同活動に対し助成。 事業主体（補助先）：活動組織（市町村） 補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4 ③資源向上支払交付金（長寿命化） 232,361 [(一)77,454 (国)154,907] 事業内容：農業者等で構成される活動組織が行う老朽化が進む農業用施設の長寿命化に要する経費に対し助成。 事業主体（補助先）：活動組織（市町村） 補助率：国1/2、県1/4、市町村1/4						
	(2) 多面的機能支払推進交付金 25,907 [(国)25,907] 事業内容：活動組織が作成する事業計画に基づく活動の実践状況の確認事務や推進・指導、交付申請事務等に要する経費に対し助成。 事業主体（補助先）：市町村及び推進組織（市町村及び高知県多面的機能支払推進協議会） 補助率：定額						
4 主な事業実績（令和元年度実績見込） ・対象活動組織 350組織 【農地維持支払】 対象面積：333組織 9,211ha 交付金総額：267,166千円 【資源向上支払（共同活動）】 対象面積：232組織 6,713ha 交付金総額：116,484千円 【資源向上支払（長寿命化）】 対象面積：243組織 7,629ha 交付金総額：298,147千円							